- **\rightarrow** この議事速報は、 版で、一般への公開用ではありません。 までの間、審議の参考に供するための未定稿 正規の会議録が発行される
- **<> <>** 今後、訂正、削除が行われる場合があります 後刻速記録を調査して処置することとされた 議録と受け取られることのないようお願いい ので、審議の際の引用に当たっては正規の会 は、原発言のまま掲載しています。 発言、理事会で協議することとされた発言等

### 午前九時開議

〇浜田委員長 これより会議を開きます。 御出席が得られません。 民主党・無所属クラブ及び日本共産党所属委員

ばらくお待ちください。 理事をして御出席を要請いたさせますので、

速記をとめてください。

(速記中止)

〇浜田委員長

速記を起こしてください。

国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活 る法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が 主党・無所属クラブ及び日本共産党所属委員の御 1席が得られません。やむを得ず議事を進めます。 確保に資するための自衛隊法等の一部を改正す 内閣提出、我が国及び国際社会の平和及び安全 理事をして御出席を要請いたさせましたが、民

> 自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和 して議題といたします。 提出、領域等の警備に関する法律案の各案を一括 支援活動等に関する法律案並びに大島敦君外八名 共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興 動等に関する法律案並びに江田憲司君外四名提出

この際、お諮りいたします。

聴取いたしたいと存じますが、 務省国際法局長秋葉剛男君の出席を求め、説明を 局長平松賢司君、外務省北米局長冨田浩司君、外 官房内閣審議官槌道明宏君、外務省総合外交政策 各案審査のため、本日、政府参考人として内閣 御異議ありません

「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決しました。 〇浜田委員長 御異議なしと認めます。 よって、

次これを許します。 主党の山口壯です。 〇山口(壯)委員 ○浜田委員長 質疑の申し出がありますので、 おはようございます。 山口壯君。 自 |由民 順

は本当に立派な局長として答弁されている姿を見 ての若手で頑張っておられた黒江局長等、 ていたわけですけれども、当時、防衛庁に入りた 当時の防衛局運用課で空自担当部員として頑張っ 三十年前、私は、外務省から防衛庁に出向して 私も非常に感慨深いものがあります。 もう今

も本当に死ぬほど頑張ったんですけれども、 に防衛庁の存亡の危機かとささやかれる中で、私 大韓航空機の撃墜事件の後始末等、 本当 C 1

> うに思った次第ですけれども。 が数年前、政府専用機に乗ったときに、ああ、あ のときの飛行機はまだ頑張っているのかというふ いろなことを思い出深く思い出しています。自分 30の導入等、 あるいは政府専用機の購入、いろ

います。 こういう切り口で議論をさせていただければと思 よう、私は、 は出尽くしているようにも思いますけれども、 まざまな切り口で議論されて、私的にはほぼ議論 きょうこの特別委員会において振り返ると、さ アメリカの対日防衛コミットメント、 き

このアメリカの対日防衛コミットメントについて どういうふうに認識されておられるか、簡潔にお 答えいただけますか。 トメントということだと思っています。両大臣、 つ挙げるとすれば、アメリカの対日防衛コミッ 日米安保体制に関するキーワード、これを私は

衛協力の中核的な要素であると認識をしておりま れておりますように、日米の安全保障、そして防 同対処行動は、新ガイドラインにおいても明記さ た場合に共同対処するとされております。この共 る、日米いずれか一方に対する武力攻撃が発生し 五条において、我が国の施政下にある領域におけ O岸田国務大臣 日米両国は、 日米安全保障条約

す。四月の安倍総理訪米の際にも表明をしており 約下での米国のコミットメントを確認しておりま 米国は、累次にわたって、この日米安全保障条

御指摘のように、 対日防衛コミットメント、こ

日米間で同意をいたしました。
〇中谷国務大臣 基本的には外務大臣と同じ考え
でございますが、特に、ことしの四月に安倍総理
でございますが、特に、ことしの四月に安倍総理
れは大変重要であると認識をしております。

衛協力の中核的存在でございます。も明記をされているとおり、日米の安全保障、防特に、日米の共同対処行動、新ガイドラインに

中核的な要素であるということでございます。中核的な要素であるということでございます。の地域のみならず、グローバルな方面、特に宇宙、の地域のみならず、グローバルな方面、特に宇宙、の地域のみならず、グローバルな方面、特に宇宙、の地域のみならず、グローバルな方面、特に宇宙、の地域のみならず、グローバルな方面、特に宇宙、の地域のみならず、グローバルな方面、特に宇宙、の地域のみならず、グローバルな方面、特に宇宙、の地域のみならず、グローバルな方面、特に宇宙、の地域のみならず、グローバルな方面、特に宇宙、の地域のみならず、グローバルな方面、特に宇宙、の地域のみならず、グローバルな方面、対域を関係を表している。

〇山口(壯)委員 戦後の、占領後の安全保障に 〇山口(壯)委員 戦後の、占領後の安全保障に に検討作業を命じたわけですね。外務省は、数年 に検討作業を命じたわけですね。外務省は、数年 に検討作業を命じたわけですね。外務省は、数年 に検討に業を命じたわけですね。外務省は、数年 して、吉田茂は全く気に入らず、激怒するわけで して、吉田茂は全く気に入らず、激怒するわけで して、吉田茂は全く気に入らず、激怒するわけで

お配りさせていただいている資料の一ページ、

これは、ちょっと字が見えにくいですけれども、 これは、ちょっと字が見えにくいですけれども、 これは、ちょっと字が見えにくいですけれども、 これは、 にれば、 にれば、

防衛コミットメントを取りつけることです。田茂にとって最大のポイントは、アメリカの対日ことを構想しているわけです。そのラインに沿っに基地を提供し、アメリカに守ってもらうというではなくなったという認識から、日本はアメリカで日本を守るとしては、独力で日本を守るという時代

リカの統合参謀本部のJCS二一八○の二という 資料の二ページから九ページまで、これはアメ本音でした。 本音でした。 本きでした。 をだ、今日からすると意外に思う方も多いかもただ、今日からすると意外に思う方も多いかも

することはと、はっきり記されているんですね。 意すべきではない、戦力を日本の防衛にコミット いただくとわかりますけれども、米国は公式に同ろに、私がアンダーラインを引いた部分、読んで 八ページ目、この千三百九十一ページというとこ 資料ですけれども、ここをめくっていただいて、 資料の二ページから九ページまで、これはアメ 資料の二ページから九ページまで、これはアメ

取りつけに失敗するわけです。
約文言上のアメリカの対日防衛コミットメントの
将文言上のアメリカの対日防衛コミットメントの
本側の外務省事務当局の本当にミスによって、条
ども、交渉としては、実は、最後の土壇場で、日
コミットメントを取りつけたかったわけですけれ
吉田茂としたら、基地提供によって何としても

う文言を提案してきたわけです。 交渉の最終段階、一九五一年の七月三十日、こ 交渉の最終段階、一九五一年の七月三十日、こ 交渉の最終段階、一九五一年の七月三十日、こ で渉の最終段階、一九五一年の七月三十日、こ

しかるべしと簡単に進言してしまうわけです。し支えないというふうに、吉田茂に、同意あってし支えないというふうに、吉田茂に、同意あって争の真っ最中ですから、この「メイ・ビー・ユー争の真っ最中ですから、この「メイ・ビー・ユースいについて、当時の条約局長の西村熊雄、あこれについて、当時の条約局長の西村熊雄、あ

おり、下の方に書いてあるんですけれども、日本おり、下の方に書いてあるんですけれども、資料をめくう、西村と藤崎は慌てて八月三日に、資料をめくう。これは実は、ペンタゴンの、要するに国防総と。これは実は、ペンタゴンの、要するに国防総というのは、御存じのとおり、使うかもしれないといっていただいこの「メイ・ビー・ユーティライズド」

も、アメリカ側はこれを完全に無視します。いうふうに必死で抵抗するわけですね。だけれど以外の極東については「メイ」でしょうと、そうが攻撃される場合は「ウイル」でしょうと、それ

おりです。

そして、資料の今度十三ページから十四ページ。

そして、資料の今度十三ページから十四ページ。

当時、池田さん、まだ首相じゃないんですけれど けれども、 と思います。 ソンから、アメリカ側は四人ほど署名しています 合衆国のために」ということで、ディーン・アチ 最後の、「日本国のために 吉田茂」「アメリカ がつくのは、二十ページにサインがありますね。 いてありますけれども、我々は、その中でよく気 ら二十一ページまで、ここに旧安保条約が全部書 ントが欠けていた、 安保条約に肝心のアメリカの対日防衛コミットメ 資料は前後するんですけれども、十七ページか 側近として同行していた池田にも署名させな 日本は吉田茂だけ。側近の池田首相、 それはもう、とにもかくにも旧 そういうことが本当の理由だ

か確保するわけです。したがって、その岸総理の六○年に岸信介総理による安保改定によって何と対日防衛コミットメントを取りつけるのは。一九その後、十年かかるわけですね、条約文言上の

そういうことにあったと思います。
ットメントを、条約文言上、何とか確保すると、代に不覚にもやり残したアメリカの対日防衛コミ安保改定の意味というのは、この吉田茂総理の時

これは、西村の著書「日本外交史 二十七」の一 だいたところを読ませていただくと、 節ですけれども、この私がラインを引かせていた し戻っていただいて、十五ページと十六ページ。 い形なんですけれども正直に告白しています。少 この辺について、実は、西村局長は、目立たな よる日本防衛の確実性が条約文面から消えてし できる」となったために、在日アメリカ軍隊に 持」という一句が新たに加わり、しかも、 ところが「極東における国際の平和と安全の維 である。その結果、それまでの案文では在日ア 最も重要なのは、いわゆる「極東条項」の挿入 の文言が「……寄与するために使用することが メリカ軍隊による日本防衛に疑問はなかった。 全に寄与するためにあるとされていて、在日ア メリカ軍隊は外部からの攻撃に対して日本の安 末尾

### 彼は、

まった。

リンド。しワシントンの同意を取りつけようと大いに努しワシントンの同意を取りつけようと大いに対えんを条約解釈問題として理論づけ、これに対わが方は、この点を重視して、その然らざるゆ

先ほどの文章ですね。

充分考慮を払わないで「同意あって然るべし」その注の中で線を引いたところですけれども、しかし、当時、この目的は達成されなかった。

てなお事務当局として汗顔の至りである。との結論を総理に上申したことは、今日に至

てもの慰めである。相互協力及び安全保障条約で是正された。せめ「これらすべては一九六〇年一月十九日の日米

ことだと思うんです。保するのはもう大変だったし、今も大変だというふうに、アメリカの対日防衛コミットメントを確こういうふうに書いてあるわけですね。こういう

しょうか。そういう見方について、岸田外務大臣、いかがでそういう見方について、岸田外務大臣、いかがで対日防衛コミットメントを確保するために重要だ、今回の安保法制の位置づけとして、アメリカの

○岸田国務大臣 まず、現在の日米安全保障条約○岸田国務大臣 まず、現在の日米安全保障条約

です。

関係は変更しない、この旨明記をしているところ関係は変更しない、この旨明記をしているところ保条約及びその関連取り決めに基づく権利義務のおりまして、新ガイドラインにおいても、日米安おりまして、新ガイドラインにおいても、日米安日米安全保障条約に基づ日米両国は、こうした日米安全保障条約に基づ

安全保障条約及びこの関連取り決めに基づく権利ものでありますが、この法制によりまして、日米世界の平和と安全をより確かなものにするためのこれは、国民の命と平和な暮らしを守り、日本とこれは、国民の命と平和な暮らしを守り、日本と

す。いったことにつながっていくと認識をしておりまいったことにつながっていくと認識をしておりまして、日米同盟の抑止力は一層強化される、こう信頼関係のきずなは一層強くなると考えます。そ義務関係は変更されることはないものの、日米の

〇山口(壯)委員 中で、今回の安保法制は極めて抑制された限定的 ない。その中で財政難も加わりというこの文脈の も困窮し、G1と言われた時代からGゼロと言わ けれども、今、アフガン、イラクを経て財政的に うことも受け入れる余裕があったかもしれません アメリカが世界一の超大国、そのときにはそうい た感情であることは我々はよく承知しています。 るわけですね。イコールパートナーなんだと主張 解釈で、持っているけれども使えない、これは不 メリカがやられたときに、日本が集団的自衛権の 日本がやられたときにアメリカは守る、でも、 ミットメントしているわけですけれども、 わけですね。アメリカは安保条約五条で確かにコ から見れば片務的条約というふうに言われている 的自衛権に毛が生えた程度だと言う人もいるよう れる時代にまでなって、相対的地位の低下は否め かというのが、アメリカの方で強く内に秘められ するんだったら、このただ乗りはやめてくれない 公平じゃないか、そういう議論がアメリカではあ 反応、どういうふうに彼らが受け取っているか、 なものであるわけですね。人に言わせると、個別 日本がまだ大国だと思われていない初期のころ、 ただ、これに対して、 岸田外務大臣、 今の安保条約、 いかがでしょうか 実はアメリカ アメリカの ア

○岸田国務大臣 今回の平和安全法制、さらには○岸田国務大臣 今回の平和安全法制、さらには○岸田国務大臣 今回の平和安全法制、さらには

上げた状況にあります。
として、米国からの反応ですが、米国からは、として、大国のの反応ということについては、以上申しめとして累次の機会に、我が国の平和安全法制にめとして累次の機会に、我が国の平和安全法制には丁寧に説明をしていきれているところであります。大学、これは明記されているところであります。大学、これは明記されているところであります。大学、これは明記されているところでありますが、大国からは、大田がらの反応ですが、米国からは、そして、米国からの反応ですが、米国からは、

〇山口(批)委員 維新の提案については、みずの山口(批)委員 維新の提案については、みずの時間に対するアメリカのます。日米安保条約の片務性に対するアメリカのます。日米安保条約の片務性に対するアメリカのます。日米安保条約の片務性に対するアメリカのます。日米安保条約の片務性に対するアメリカのます。日米安保条約の片務性に対するアメリカのます。

ないかなというふうに思います。 はり憲法九条を改正するということになるんじゃメリカの要望にフルに日本が応えるとすれば、や 〇**今井議員** 今、山口委員が御指摘になられたア

やはり現行の憲法九条の範囲内で何

いうふうに考えております。というふうに考えております。というふうに考えているとは十分定義していると後方支援をしている、条約に基づきというのは、今でいえば日米安保条約しかないわけですから、アマリカということを特定しているわけでありまして、アメリカの軍隊を我々は一緒に助けていきます、それから周辺事態法においてもアメリカ軍ので、アウカということを考えておりまして、今回、ができるかということを考えておりまして、今回、ができるかということを考えておりまして、今回、

○山口(批)委員この対日防衛コミットメントのほかに、日米安保なわけですけれども、私が最後に指摘したいのは、るわけですけれども、私が最後に指摘したいのは、るわけですけれども、私が最後に指摘したいのは、るわけですけれども、私が最後に指摘したいのは、というのは、ある意味でバランス感覚が要求されというのは、ある意味でバランス感覚が要求される山口(批)委員

かというのが、その断り切った理由です。リカの駒になったと言う人も出てくるんじゃないには、日米双方それぞれが統合司令部、ユニファには、日米双方それぞれが統合司令部、ユニファには、日米双方それぞれが統合司令部、ユニファありますけれども、これは、一旦事があったときハページに私がアンダーラインを描いたところがハページに私がアンダーラインを描いたところがこれは、資料を後で見ておいてください。二十

戻すからな、そこまで言って、吉田茂は迷うんでの批准は全部蹴っ飛ばすからな、要するに占領に院でやっているサンフランシスコ条約、安保条約す。ダレスが、そんなに言うんだったら、俺が上下メリカは、物すごく圧力をかけてくるわけで

ことになるわけです。
ラインというものが必要になってくる、こういう指揮系統、アメリカの指揮系統が別々で、ガイド指揮系統、アメリカの指揮系統が別々で、ガイドをやると大変だということで、このユニファすけれども、最後は、国務省が国防省を説得して、すけれども、最後は、国務省が国防省を説得して、

きたいと思います。
との意味で、吉田茂というのは物すごい交渉ををたいと思います。
との意味でぜひ深化させていただがら、我々は、これから日米安保体制を運用すがあるに当たって、こういう精神を非常に大事にしながら、我々は、これから日米安保体制を運用すれないようにやっていくべきだと思います。自分の主体的な意思で頑張っていくべきだと思います。

終わります。

**○浜田委員長** 次に、民主党・無所属クラブの質

しばらくお待ちください。再度理事をして御出席を要請いたさせますので、

速記をとめてください。

(速記中止)

〇浜田委員長 速記を起こしてください。

r。 御出席が得られません。やむを得ず議事を進めま 理事をして再度御出席を要請いたさせましたが

ります。 これより民主党・無所属クラブの質疑時間に入

〔委員長退席、御法川委員長代理着席〕

質疑時間は終了いたしました。 〇浜田委員長 これにて民主党・無所属クラブの「御法川委員長代理退席、委員長着席〕

次に、足立康史君。

○足立委員 維新の党の足立康史でございます。
 ○足立委員 維新の党の足立康史でございます。
 ○足立委員 維新の党の足立康史でございます。
 ○足立委員 維新の党の足立康史でございます。
 ○に感じました。

ただ、私たち維新の党がしっかりと対案をお出ただ、私たち維新の党がしっかりと対案を提出させていただいているわけであります。「はさせていただいているわけでありますから、しっかりとこれは議論を尽くす。議論をしただ、私たち維新の党がしっかりと対案をお出ただ、私たち維新の党がしっかりと対案をお出ます。

ういう細かいことで、我々はしっかりと審議を尽ように承知をしていますが、定例日かどうか、そテレビがないということでお出にならないというはありませんが、きょう、伺うと、何かきようは一今、民主党の、別に民主党の悪口を言うつもり

事だと。 ないことで、議論を尽くしていくことが本当に大から、定例日かどうかとか、そんなことはつまらくす、限られた時間の中で審議を尽くすわけです

ざいましたら、 日やっていいという中で特別委員会を設置させて 従来、定例日ということよりも、 と、できる限り丁寧に御議論をさせていただきた 〇菅国務大臣 いただいたところであります。 い、そういう思いの中で、特別委員会というのは の独自案についてを含めて、御所感というか、ご 長官、お立場がありますが、もし、こういう維新 まして、こういう国会対応、政府ですから、官房 国会で時間をとらせていただいているわけであり であるからこそ、独自案を出し、こうして時間を、 これは国民の皆様にとって本当に重要なテー 私たち政府の立場で申し上げます 一言いただければと思います。 月曜日から金曜

そして、大事なのは、私たち政治家というのは、は深まっていくんだろうというふうに思います。ことによって国民の皆さんの理解というのを、私それを提出していただいて、政府案と比較をするそして、維新の皆さんからは、独自案ですか、

**)に「吹り** のり、たっございとし。 なことだろうというふうに思っています。 を国民の皆さんに訴える、このことも極めて大事やはり国会で議論をして、それぞれ政党の考え方

**〇足立委員** ありがとうございます。

の国民の皆様の生命と財産をお守りするために、これを並べて、どちらが真っ当なのか、今の日本案を出す、そして政府・与党案と維新の独自案、教々維新は、しっかり今申し上げたように独自

会の場でございます。 言葉の力で、言論で相争うというところがこの国どちらがよりいい案なのかということを、まさに

例えを使えば、今までは二車線道路があって、個えを使えば、今までは二車線道路がある、そのセーラインの真ん中に何か大きな石がどんとあって、なかなかスムーズに議論が進まないようなところもありましたが、きょうはその石がございきせんので、しっかりとこの二つの案、政府・与ませんので、しっかりとこの二つの案、政府・与ませんので、しっかりとこのかということであるらかにして、そして決していくということであると思います。

由民主党の政策として掲げていらっしゃるわけで由民主党の政策として掲げていらっしゃるわけでなった総選挙で、果たして今回のことを国民の皆なった総選挙で、果たして今回のことを国民の皆様が十分に予見するというか、御理解いただいて様が十分に予見するというか、御理解いただいて様が十分に予見するというか、御理解いただいて様が十分に予見するというか、御理解いただいて様が十分に予見するというか、御理解いただいてを数を形成していると考えていいのか、この辺は様が十分に予見するというか、御理解いただいであります。昨年の総選挙で、消費税が焦点にから、今、政府・与党、与党は多数を持っていらっしゃるわけであります。

での、ます。 う憲法論議をした方がいい、こういう立場なわけう憲法論議をした方がいい、こういう立場なお分はもうようなことも一つのテーマになっています。我を立法措置として講じ、また何が憲法なのかとい今回の議論は、一番大きな争点は、やはり、何今回の議論は、一番大きな争点は、やはり、何

**○菅国務大臣** 私たち自由民主党は、政府もそうの関係を一言御紹介いただければと思います。 まず、これは官房長官でよろしいか、総選挙と

姿勢であります。 とを政権としては一つ一つ進めていくという基本に訴えさせていただきました。選挙公約をしたこ安全保障について我が党の考え方を国民の皆さんなんですけれども、過去三回の国政選挙の中で、なをですけれども、過去三回の国政選挙の中で、

たっているところであります。
は、関議決定が終わった後の選挙であたっているところであります、こういうこともう生命と平和な暮らしを守り抜くために、安全保障の整備について、いかなる事態に対しても国民のの整備について、いかなる事態に対しても国民のの整備について、いかなる事態に対しても国民のの整備について、いかなる事態に対しても国民のをうし、国民を守るための切れ目のない安全保障のをがしているところであります。

とであります。 させていただいて、今お願いをしているというこさせていただいて、今お願いをしているというこさせん

○足立委員 今おっしゃっていただいたように、○足立委員 今おっしゃっていただいたように、○足立委員 今おっしゃっていただいたように、

まだ残っています。できればこれを解決していきつあります。私個人の中でわからないことが二つ実は今回の審議の中で、まだわからないことが二く回、憲法論議が相当議論になりました。私は、

たい、こう思うわけであります。

憲の可能性があると言っているんですね。 憲法学者百二十何名か、とりました。その大宗の 方が、今回の政府・与党案が違憲だ、あるいは違憲 やっているわけですが、これは中身を見ると、実 やっているわけですが、これは中身を見ると、実 をっているわけですが、これは中身を見ると、実 をっているわけですが、これは中身を見ると、実 が、今回の政府・与党案が違憲だ、あるいは違憲 は、例えば朝日新聞がアンケートをとりました、 は、例えば朝日新聞がアンケートをとりました、 とのうちの一つは、反対されている方々の中に

大の争点であるわけであります。
大の争点であるわけであります。
という方もいらっしゃっていいんですが、まあち自衛隊の存在自体を認められないという方は、そ自衛隊のあり方、自衛隊はもう今の憲法下で当然自衛隊がどこまで活動していただいているわけでありますから、この自衛隊、そして日米安保ガイドラインの中で自の自衛隊、そして日米安保ガイドラインの中で自然ががいる。私はさっき二車線と申し上げましたが、だから、私はさっき二車線と申し上げましたが、

聞きをしておきたいんです。一言だけ、これももし可能であれば官房長官にお時間の関係もありますので、今、この憲法論を

いないわけでありますから。んという議論をまさにこれまで、憲法には書いていう発想ができるのかな。結局、集団だ個別だなけれども、集団的自衛権は何であれ違憲だ、こうつわからないことは、どうして、自衛隊は合憲だるは、さっき二つわからないと言ったうちの一種は、さっき二つわからないと言ったうちの一

もし、憲法の文言を、言葉は悪いかもしれませ

スば北朝鮮においては、核開発が進み、

そしてミ

そして、

今回も、

これだけ国際環境の変化、

例

いくべきだと思うんです。
な要件、今回の法案の要件をしっかりと議論してぜひ、自衛隊は合憲だという方々の中で、具体的違憲だという議論があるわけでありまして、私は、かつて多くの意見があったように、自衛隊でさえかが、ある種原理主義的にその言葉を捉まえれば、んが、ある種原理主義的にその言葉を捉まえれば、

く理解できますか、それを。
よう。僕は理解できないんですが、官房長官、よあれ違憲だというような意見がきっとあるんでしも、自衛隊は合憲だけれども集団的自衛権は何でも、自房長官、こういう、何といいますか、そもそ

○菅国務大臣 私自身も理解には苦しむところで

ろであります。の中で私どもは提出をさせていただいておるとこの中で私どもは提出をさせていただいておるとこさに昭和四十七年の考え方の、憲法の合理的範囲で私たちは考えておりますし、今回の法案も、まれておりません。あくまでも自衛権という形の中、憲法には、個別、集団ということは全く触れら

ことができたというふうに思っています。ことができたというふうに思っています。それと、握憲だということは、多くの方がそうでした。そういう環境の中でも、やはり自衛隊を創設し、そういう環境の中でも、やはり自衛隊を創設し、そういう環境の中でも、やはり自衛隊を創設し、そういう環境の中でも、やはり自衛隊を創設し、そういう環境の中でも、やはり自衛隊が発出した当時、多くの憲法学者の方は違憲でした。それと、振り返りますと、当初、自衛隊が発足した当ができたというふうに思っています。

○足立委員 私は、この個別だ集団だという議論○足立委員 私は、この個別だ集団だという議論○足立委員 私は、この個別だ集団だという議論○足立委員 私は、この個別だ集団だという議論

ただければと思います。 の御質問をしました。ちょっと、改めて御答弁い海峡はおいておいて、それ以外でどうですかというケースですかと御質問をしました。ホルムズいうかにおってすかと御質問をしました。ホルムズときに、中谷防衛大臣に、政府・与党案ではでたときに、中谷防衛大臣に、政府・与党案ではでまは、前回ここに私が質問に立たせていただい

している外国軍隊に対する武力攻撃が発生という域という点、そして、我が国の防衛のために活動きましては、まず、条約に基づき我が国周辺の地料でいただいておりますが、政府案との違いにつ〇中谷国務大臣 維新案の武力攻撃危機事態、資

このこで、女子で、こうで、こうで、一てで、政府案の存立危機事態と異なる。 明白な危険があると認められるに至ったという点点、そして、我が国に対する武力攻撃が発生する

がいまだ発生していない、それが予測あるいは切 例、これに即して説明をいたしますと、この事例 すく事例を挙げて説明をする観点から、在留邦人 考えられます。 して、予測事態は含まれていないのではないかと 態の切迫事態のようなものを念頭に置いておりま に至った時点という点においては、現行の武力事 力攻撃が発生する明白な危険があると認められる んけれども、条文を読む限り、我が国に対する武 維新案の条文解釈の詳細はまだ承知しておりませ 迫している状況、これを前提としておりますが、 については、 を乗せた米国の艦船、船舶が武力攻撃を受ける事 にお答えすることは困難ですけれども、 その上で、政府案と比較をいたしまして、一 政府案は、我が国に対する武力攻撃 わかりや

違う点であります。 維新案では対応できないのではないかという点がにおいて状況によって可能な船舶の防護において、にとどまっているような場合においては、政府案のとば我が国に対する武力攻撃が予測される段階のこのように、政府案と維新案を比較した場合、

はないかというふうに考えます。 政府案は同じ方向性を有するという点があるのでめの自衛権行使を認める点においては、維新案とが発生していない段階においても、自国防衛のたが発生しながら、我が国に対する直接の武力攻撃

**〇足立委員** 今、中谷大臣が強調してくださった

と思います。 書かせていただいていますが、第二要件の部分か付をしている紙の、第一要件、第二要件と分けてのは、私の理解では、今見ていただいた、私が配

せていただいています。

せていただいています。

は、きょうお配りをした紙については、第二要はていただいています。「条約に基づき」、それが一つ、「我が国の地域において」が二つ目、そして第一要は高辺の地域において」が二つ目、それが一つ、「我がいます。「条約に基づき」、それが一つ、「我がいます。「条約に基づき」、それが一つ、「我がいます。

て、維新案、独自案を提起しているわけでありま と思います、私は。むしろ、維新案の第一要件の と思います、私は。むしろ、維新案の第一要件の と思います、私は。むしろ、維新案の第一要件の と思います、私は。むしろ、維新案の第一要件の と思います、私は。むしろ、維新案の第一要件の に対する武力攻撃」、これが我々の案の一つ、政 「我が国の防衛のために活動している外国の軍隊 「我が国の防衛のために活動しているわけでありま で、維新案、独自案を提起しているわけでありま

○今井議員 最初に高村副総裁のところに御説明でも結構ですが、自民党にお持ちになってお話しされたときに、高村副総裁から、むしろ維新案のおが、もしそういう事実があれば御紹介をください。が、もしそういう事実があれば御紹介をください。が、もしそういう事実があれば御紹介をください。これは、提出者の方で、丸山さんでも今井さんこれは、提出者の方で、丸山さんでも今井さんの大きには、

ふうに理解しています。なかースに限定しているんですね、我々の考え方はそれ以外の部分も含んでいますよね、そこが違はそれ以外の部分も含んでいますよね、そこが違はそれ以外の部分も含んでいますよね、そこが違はんねというような趣旨の御発言があったというとがは、維新の案は我が国に武力攻撃が来に上がったときに、前もお話ししましたけれども、に上がったときに、前もお話ししましたけれども、

○足立委員 今のお話は第二要件も含めてだと思いますが、ホルムズ以外で。○足立委員 今のお話は第二要件も含めてだと思いますが、きょう、私、もう限られた時間ですが、いますが、きょう、私、もう限られた時間ですが、いますが、きょう、私、もう限られた時間ですが、のにする。

〇中谷国務大臣 政府 安件、これが必要であるということを言っており の権利が根底から覆される明白な危険があるとの 方立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求 が発生しというのを前提といたしておりますが、 これは、我が国と密接な関係にある他国に対する これは、我が国と密接な関係にある他国に対する ではなくて、この攻撃の発生によって我が国の 存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求 の権利が根底から覆される明白な危険があるとの 要件、これが必要であるということを言っており

る共通の関心を持ち、我が国と共同して対処する攻撃に対して、共通の危険として対処しようとすにある他国については、一般に、外部からの武力をの上で、第一要件に言う我が国と密接な関係

考えております。 考えております。 考えております。 という意思を表明する国に対する武力攻撃の発生の は困難でございますので、我が国の防衛にることは困難でございますので、我が国の防衛にることは困難でございますので、我が国の防衛にることは困難でございますのであり得ないとするになっていう意思を表明する国を指すものでありまして、

の中で、 こう申し上げているわけで、それはある種の線引 攻撃されたときは当然我々一緒になって戦うんだ、 それはもう憲法だ、こう我々は主張しているわけ ているわけであります。 行くのであればもう憲法の議論だ、こう申し上げ き、我々は、憲法上ここまでだ、そしてそれ以上 日本を防衛するために活動している米軍、ここが もとで、チームワークで防衛をしているんだから、 衛する、日本を防衛するという観点で、日米同盟 主張をしていて、むしろ、今、我々は、日本を防 であります。それはもう憲法の問題だ、こういう 定とおっしゃるが、これだけ書き込むのであれば、 係にある他国に対する武力攻撃と、広く、まあ限 今大臣がおっしゃったような、 〇足立委員 日米安全保障条約そしてガイドラインの 私たち維新の党の考え方は 我が国と密接な関 明確で、

るということですか。改めて御答弁ください。と限定をすると、具体的に困るケースが想定されために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃きだと思いますが、今、足元で、我が国の防衛のは思いません、必要だと思いますよ、議論するべては、それを、我々も、憲法、すぐにできるとでは、それを、我々も、憲法、すぐにできると

〇中谷国務大臣 まず、個別具体的に状況が出ま 〇中谷国務大臣 まず、個別具体的に状況が出ま の中谷国務大臣 まず、個別具体的に状況が出ま で、それに即して判断しなければなりません が、場合によっては、我が国の防衛のために活動 が、場合によっては、我が国の防衛のために活動

います。

きます。 法の議論に入っていく、こう主張を改めてしてお法の議論に入っていく、こう主張を改めてしておる米軍、ここで一旦縛っておかないと、これは憲はり今申し上げた、日本を守るために活動してい**〇足立委員** 我々は、これは抽象的に過ぎる、や

うことでしょうか。

**〇浜田委員長** 菅内閣官房長官、時間が来ており

ことをまずやる、このことが政府の責任という形厳しい安全保障環境の中で、憲法の枠内でできるただ、現実問題として、今差し迫っているこのた別だというふうに考えています。

いと思っています。 自民党は、憲法改正というのは党是でありますので、そこは立党以来の精神でありますので、そこは立党以来の精神でありますので、そのない。 で、そこは立党以来の精神でありますので、そので、そこは立党以来の精神でありますので、そので、その法案を出させていただきました。

## 〇足立委員 時間が来ました。

質問を終わりたいと思います。 法の許容性については次の吉村委員に譲りまして、う妙案を御提示していることを宣言し、また、憲法が許容しているぎりぎりの範囲で、これだとい我々は、まさに憲法が許容している範囲で、憲

ありがとうございます。

〇浜田委員長 次に、吉村洋文君。

○吉村委員 維新の党の吉村でございます。

査にもよりますけれども、見ていますと、反対がまた、賛成、反対については、これはいろいろ調分であるというような調査がなされております。今なお八○%から九○%ぐらいの間で説明が不十民への説明が十分だったかという調査においては、スコミもいろいろ調査しております。この間、国安保法制は五月から議論されておりまして、マ安保法制は五月から議論されておりまして、マ

常に疑問を感じております。
二分の一、なかなかこれは国民の理解が得られている状況ではないというふうに思っております。
こういった法案、まさに国民の命にかかわる法案であり、自衛官の命にかかわる法案、日本の将案であり、自衛官の命にかかわる法案、日本の将のではないない状況で決めていくというのに非常が進んでいない状況で決めている状況ではないというふうに思っております。

要があるのかというところを明確に打ち出す、し 何が課題で、そしてこの構成要件で何を解決しよ 難しいと思います。しかしながら、政府が出して 由は、私はこういうふうに分析しております。 進んだ上で賛成、反対が分かれればいいとは思う が我が党の案でございます。 っかりとその強烈なメッセージを出すということ 何が課題で何を解決するためにこの法案をする必 員からあった憲法の解釈の範囲内でですけれども、 なくて、何をすべきで、もちろん、先ほど足立委 は、この構成要件から、今のこの日本に何が足り ないという大きな理由があると思っております。 はそこに、国民の理解が行き届かない、理解でき うとしているのかということが見えてこない、私 この構成要件から、今の日本に何が足りなくて、 いる、特に存立危機事態についてですけれども、 もあり、なかなかこれを全部理解するというのは な問題だというふうに思っておりまして、その理 んですけれども、進んでいないということは大き 我々維新の党の案でございますけれども、これ まず、個々の法文の中身、これは専門的なこと そしてもう一つ、国民の理解が進んでいない、

中では、政府の方からお伺いしたいと思います。 の中谷国務大臣 政府はこのたび存立危機事態と の中谷国務大臣 政府はこのたび存立危機事態と いう概念を設けましたけれども、これは、軍事技 が進展をし、大量破壊兵器も拡散をし、パワー 保障の脅威が変化をいたしておりまして、一国の みで平和を守ることができ得ない、やはり日米同 盟の強化、また抑止力、対処力、こういったこと を強化することが必要である、それでなければ、 軍事技 で強化することが必要である、それでは、軍事技 で強化することが必要である、それでは、軍事技 と強化することが必要である、それでは、 を強化することが必要である、それでは、 を強化することが必要である、 を強化することが必要である、 を強化することが必要である、 を強化することが必要である、 を強化することが必要である、 を強化することが必要である、 を強化することが必要である、 を強化することが必要である、 を強化することが必要である、 を強い、やはり日米に とない、 を強い、 を強い、 のかで平和を等らしを守ることができないと

いる光軍を守ることも国民を守ることもについている米軍を守ることも国民を守ることもについている米軍を受けかねないような事例といった、在留邦人を乗せた米国の艦艇が武力攻撃を受けかねないような事例、こういうことを説明してた、在留邦人を乗せた米国の艦艇が武力攻撃を受けかねないような事例、こういうことを説明して、これまでの憲法解釈のもとで定められた現行なりますが、こういう事態が起こった場合においなりますが、こういう事態が起こった場合においる米国の艦が武力攻撃を受けかねないような事例といる米国の艦艇が武力攻撃を受けかねないような事例、こういうとを説明して、これまでの憲法解釈のもとで定められた現代を対して、我が国の近隣で武力というという。

て有する問題意識であります。
ておくだけでいいのかということが政府が一貫し境の中で、これまでのような形で日米同盟を保っものでありまして、一層厳しさを増す安全保障環全保障のために日米同盟、これは死活的に重要なできなかった。それに対して、やはり我が国の安できなかった。

は思っています。 ですけれども、結局、一般論に終始していると私**〇吉村委員** ここは何度も御答弁あるところなん

というふうに思っております。ら、私は、国民の理解がなかなか浸透しないんだら、私は、国民の理解がなかなか浸透しないんだされることを大臣は答弁されておられない。だか、ほど申し上げたとおり、構成要件から導き出

たいと思います。ようとしているのか、この法案の理念をお伺いしいが足りなくて、何を求めて、そして何を解決し何が足りなくて、何を求めて、そして何を解決し力攻撃危機事態、この構成要件から、今の日本に力攻撃危機事態、

# 〇丸山議員 お答えいたします。

た中国の軍事力の増強もありますし、北朝鮮のミ共通している部分があります。先ほど来ありまし、我が党案でも、まず、根本の部分の問題意識は

ころでございます。 識としては、根本の理念としては共通していると に必要であるというのは、まずそもそもの根本意 らも答弁ありました、日米同盟の強化がそのため うのは困難な状況である。そして、先ほど大臣か うのは困難な状況である。そして、先ほど大臣か すのはの難な状況である。そして、先ほど大臣か がありました、日本を守っ

と政府との大きな違いでございます。 と政府との大きな違いでございます。 と政府との大きな違いでございます。 と政府との大きな違いでございます。 日本一国では守れないという中で、これはするのは、この国を守る中でも、今申し上げたよするのは、この国を守る中でも、今申し上げたよするのは、この国を守る中でも、今申し上げたように、日本を防衛するために共ームワークのできない。日本を防衛するためにチームワークのできない。日本を防衛するためにチームワークのできない。日本を防衛するためにチームワークの大きな違いでございます。

でこれをしっかり絞り込んでいく。と我々は考えております。条約に基づきという形と我々は考えております。条約に基づきという形具体的にそれが構成要件の中にあらわれている

いう答弁まで出ております。

「は、これは米国に法理上は限るものではないと国ということで、これまでの政府答弁を伺ってい際の構成要件では、我が国と密接な関係にある他際の構成要件では、我が国と密接な関係にある他の特別を介がありました。しかしながら、実しなの答弁では、先ほどの答弁では、日米同盟の強

づく。 これにしっかりと歯どめをかけていく、条約に基 そういった意味で、ニーズを満たしながらも、

して、何より我が国防衛ですから、おのずと

世でいただいております。
地理的な範囲、我が国周辺の地域においてという地理的な範囲、我が国周辺の地域においてというといてが、全く、この法文上、構成要件がらは厳格ではありませんので、我が党は、その生命や財産と、そして、何よりも暮らしを守民の生命や財産と、そして、何よりも暮らしを守民の生命や財産と、そして、何よりも暮らしを守民の生命や財産と、そして、何よりも暮らしを守民の生命や財産と、そして、何よりも暮らしを守民の生命や財産と、そして、何よりも暮らしを守民の生命や財産と、そして、何よりも暮らしを守民の生命や財産と、そして、何よりも暮んと見いる。
は、こと、そして、前路な構成要件を設けさらした理念に基づいて、厳格な構成要件を設けさいる。
は、こと、そして、前路を構成要件を設けさらした理念に基づいて、厳格な構成要件を設けさいる。
は、こと、そして、前路を発動している軍権を発動しているでは、この法を発動している国際に対している。

以上でございます。

と考えますが、 づけられているのではないか。また、 なされざるを得ないものまで個別的自衛権と位置 されているように、国際法上は集団的自衛権とみ 要ということで、国際法上、個別的自衛権そして に対しまして政府案は、第一要件で、 ございませんでしたが、この点について、維新案 ていただきまして、方向性は同じくする点もある 区別とそごを来さないものにいたしております。 我が国が行い得る武力行使も国際法上の自衛権の 集団的自衛権は明確に区別されることを踏まえて、 接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生が必 〇中谷国務大臣 先ほど維新案との比較の部分が 維新案につきまして、これを拝見させ 例えば米艦の護衛の事例などで示 すなわち、 対応し得る 我が国と密

> いうところでございます。 認識とか考え方においては一致点も見出されるとこの点、政府案と相違はあるものの、こういった問題点はあると考えておるわけでございますが、問題がないないがないでは対応できない可能性があるなど、も前の状況では対応できない可能性がある事態より

**〇吉村委員** 先ほど大臣が申し上げたのは、それは法案の許容性の話であって、私が申し上げている律が必要なのか、そういうことを今議論している律が必要なのか、そういうことを今議論しているわけでございます。 許容性については後で議論されたでございます。

指すところは。 たとおり、構成要件上明確なんですね、維新が目たほど、丸山委員、丸山提出者から説明があっ

あったわけでございます。
も、日本が手も足も出せないというようなこともいろいろな議論が出ているとおりなんですけれどとき、もちろん、個別ないろいろな事情によって、とき、もちろん、個別ないろいろな事情によって、

と国際社会に示していくことが抑止力にもつながと国際社会に示していくことが抑止力にもつながな撃を受けたときは、日本はそれを絶対に許さなのは、中国、かのである外国軍が本当に日本を信めには、十十十一である外国軍が本当に日本を信頼して活動するのか、あるいは、中国、北朝鮮が頼して活動するのか、あるいは、中国、北朝鮮が頼して活動するのか、あるいは、中国、北朝鮮が神に日本周辺において放置していては、チームあしかしながら、そういうことを放置していては、しかしながら、そういうことを放置していては、

提案しているわけでございます。防衛という趣旨をこの構成要件の中に組み込んで新案は、そこを明確にするために、チームワークいうふうに思っております。そういう意味で、維ると思いますし、今の日本に足りないところだと

私はもっと審議すべきだと思います。
れは、ここは決定的に欠陥だと思っています。こを修正するというか、ここについてもっと維新案と比較して、維新案では何ができて何ができな家と比較して、維新案では何ができて何ができな家と比較して、維新案では何ができて何ができないのか、それは本当に日本の課題にとって必要なのか必要ではないことなのかというようなことをのか必要ではないことなのかというようなことをのか必要ではないことなのかというようなことをあればもっと審議すべきだと思います。

とういう意味で、このまま、存立危機事態といるのいという意味で、このまま、存立危機事態といるのが根本だと私は思います。なぜそれが許に、この要件というのは、およそ要件にしているから、決案の理念だったり日本の課題が見えているのが根本だと私は思います。なぜそれが許に、この要件というのは、およそ要件たり得ていいるいというのが、私は今の大きな問題だと思っているのが根本だと私は思います。といるのが根本だと私は思います。といるのが根本だと思っているのが根本だと思っているのが表現のでは、おいますのでは、おいますのでは、このまま、存立危機事態といるのでは、またのでは、このまま、存立危機事態といるのでは、またのでは、このまま、存立危機事態といる。

います。 引き続いて、許容性についてお伺いしたいと思

の法律の解釈をする、憲法の番人と呼ばれるよう多い。特に、元内閣法制局長官から、これは政府れておりますけれども、違憲という意見が非常にまず、政府案については、これはもう何度もさ

ております。を押し通そうとする、これは本当に問題だと思っを押し通そうとする、これは本当に問題だと思っすること、あるいは修正することなしにこの法案ゆゆしき事態だと思います。そして、これを訂正な方からも、違憲と言われている、これは本当にな方からも、違憲と言われている、これは本当に

私自身も、憲法というのは改憲論者でございますし、この九条というのは変えなければならないというふうに思っております。それぞれの時の政府の政ふうに思っております。それぞれの時の政府の政ふうに思っております。それぞれの時の政府の政ふりに思っております。それぞれの時の政府の政ない。特に九条、そういった条文に対しても、私ない。特に九条、そういった条文に対しても、私おかしいとは思うけれども、忠実でなければならない、それに従わなければならないというのが憲法に対して非常に傲慢な態度にならない、それに従わなければならないというのが憲法に対して非常に傲慢な態度にならない、それに従わなければならないというのは改憲論者でございます。

す。 検討していただきたいというふうに思っておりま 検討していただきたいというか、議論というか、 れに対して歩み寄るべきところはないのかという りぎりのところを出しているにもかかわらず、そ うとすることなく、そして、我々は合憲案だとぎ そこに正面から、これだけ言われても改定しよ

ますが、維新案について、構成要件で出しているいんですかというような質疑もあったように思いらも少しありました、国際法に違反するんじゃな憲だと言われておりますが、片や、先ほど大臣か許容性についてですけれども、我々維新案は合

政府の見解をお伺いしたいと思います。 違反を結びつけられるのかどうかについて、まず武力攻撃危機事態、この事態から論理的に国際法

**〇岸田国務大臣** まず、これはたびたび申し上げ

をいただきました。私もいろいろと勉強させているして、維新案につきましていろいろと御説明立していると考えております。て明確に区別をされている、こうした考え方が確それに対処するものであるか否か、この点におい自衛権、これは、自国に対する武力攻撃が発生し、口がりますが、国際法上、個別的自衛権と集団的ておりますが、国際法上、個別的自衛権と集団的

ような気がいたします。 そして、維新案につきましていろいろと勉強させてい おっただきました。そして、その御説明を聞く中にお が自己防衛であれば個別的自衛権と解釈して説 が自己防衛であれば個別的自衛権と解釈して いる武力攻撃を契機とするものであっても、その目 る武力攻撃を 投入する との がいった 説明 を いんいろいろと 勉強させてい まうな気がいたします。

うますです。これです。う形で国際的にも説明をするべきではないか、こう形で国際的にも説明をするべきではないか、こ分があるとしたならば、やはり集団的自衛権といのではないか、このように考えます。そうした部のではないか、このようにおいたことが必要になる部分も含まれる的自衛権を援用することによって違法性を阻却す本来集団的自衛権の行使とするべきであり、集団本来集団的自衛権の行使とするべきであり、集団本に、その部分については、国際法上、やはりにする。

す。 〇吉村委員 それでは、維新の答弁者、先ほどのの。

我々としては必ずしもそういう理解ではござい〇丸山議員 お答え申し上げます。

しております。 ませんで、国際法上も諸説あるというふうに理

整理されるというふうに考えています。考え方でいえば個別的自衛権の範疇というふうには、自国を守るための自衛権という意味で、その理解しているところなんですが、その観点でいえ他国防衛説をとっているんだろうなというふうにども、これを見る限り、集団的自衛権はいわゆるとも、これを見る限り、集団的自衛権はいわゆるとも、これを見る限り、集団的自衛権はいわゆる

のを突き詰めたものであるというふうに考えております。 しかしながら、諸説あるというふうに考えておいどの説をとられているのかは常に答弁で見えてが、我々はそのような形では考えておりません。が、我々はそのような形では考えておりません。が、我々はそのような形では考えておりません。そして、何より、我が党としては、自衛権を再定義していく。憲法の範囲内で、合憲の範囲内で、合憲のにおいるのであれた。 というということは理解しておりません。 そして、何より、我が党としては、自衛権を再に表していく。憲法の範囲内で、合憲の範囲内で、合憲の範囲内で、自衛権を再にないというない。 というということで、政府案のを突き詰めたものであるというふうに考えております。

**〇吉村委員** もう時間もないので端的にお聞きし

ますけれども、政府にお聞きします。

いとすれば、その理由は何なのか。の要件にしているのかしていないのか。していな衛権を行使するときに、要請というものを法律上でも示されておりますけれども、政府が集団的自まず、法律構成要件において、ニカラグア事件

方をとっているのか。それは政府が常に答弁して、そして、政府の集団的自衛権はどういった考え

なのかということをお伺いしたいと思います。「何より、要請というのを必要としているのかどう基づいて集団的自衛権を考えているのか。そして、死活的利益防衛説をとるのか、どういう考え方にのか、あるいは他国防衛説をとるのか、あるいはいるのではなくて、個別的自衛権の共同行使説ないる集団的自衛権と個別的自衛権の定義を聞いて

○岸田国務大臣 まず、国際法上、集団的自衛権○岸田国務大臣 まず、国際法上、集団的自衛権

だいております。

だいております。

だいております。

だいております。

に立つのかという御質問がありました。この点にに立つのかという御質問がありました。この点につかという御質問がありました。この点についてさまざまな議論がある中にあって、どの説のいてさまざまな議論がある中にあって、どの説のいております。

とはしてこなかった、こういったこともあります国防衛説というのは要請または同意を明確に要件ただ、ニカラグア判決にしましても、伝統的な他ただ、ニカラグア判決は他国防衛説の考えに近いという説明ラグア判決は他国防衛説の考えに近いという説明

我々は考えております。

我々は考えております。

この点についてはこのニカラグア判決においてもとも個別的自衛権の行使に当たっては当該国が武とも個別的自衛権の行使に当たっては当該国が武とまざまな見方があるわけでありますが、少なくさまざまな見方があるわけでありますが、少なくさまざまな見方があるわけであります。これは一つきまして我が国の考え方と一致しているとまではので、完全に他国防衛説と一致しているとまではので、完全に他国防衛説と一致しているとまではので、完全に他国防衛説と一致しているとまではので、完全に他国防衛説と一致しているとまではので、完全に他国防衛説と一致しているとまではので、完全に他国防衛説と一致しているとまでは

〇吉村委員 要請についてはあえて法律で規定すので。 〇吉村委員 要請についてはあえて法律で規定すので。

いうか、そういった理由の中で使っているわけで的自衛権について裁判の中で違法性を阻却するというのはどうか。そして、アメリカ自身が、集団の自衛権の名をかりて、他国、小国が要請しまばニカラグア事件もそうですけれども、あれはえばニカラグア事件もそうですけれども、あれはもともと要請が必要だというのは、大国が、例

ざいます。

我々維新の案というのは、そういった要件、要我々維新の案というのは、 医院法上も許される自衛権の行使、もちろん国連憲章五十一条についても集団も個別も報告する義務もないわけですいても集団も個別も報告する義務もないわけですいても集団も個別も報告する義務もないわけですいるものではなくて、個々の具体的な事象においた音権でのではなくて、個々の具体的な事象においたろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう、均衡性、必要性も含めて大切なんだろう。

をお伺いします。
しますけれども、この点についての政府の御見解りますけれども、この点についての政府の御見解もっと議論を尽くすべきだというふうに思ってお国際法の学者を呼んで、あるいは専門家を呼んで、もっと深めるべき話だと思っております。例えばいうことであれば、ここの議論というのは、私はいうことであれば、ここの議論というのは、私はいうことであれば、ここの議論というのは、私はいうことであれば、この表話というのはの過

○岸田国務大臣 まず、要請と同意の考え方ですった考え方に立っていると思います。○岸田国務大臣 まず、要請と同意の考え方ですった考え方に立っていると思います。

と考えております。と考えております。、米国が集団的自衛権を行使する際には、安保条約五条を根拠にするとする時にいきませんので、改めて要請か同意が求めわけにいきませんので、改めて要請か同意が求めわけにいきませんので、改めて要請か同意が求めた。この五条に基づいて日本は同意を与えるとされています。米国が集団的自衛権を行使する際に条によって、米国が集団的自衛権を行使する際に

きたいと思いますし、そこはもう少し議論させて 私は、維新の案が例えば国際法に違反するおそれ かどうかというのをしっかりと議論させていただ いうのであれば、 ょうということを言いたいんです。それが違うと わけでございまして、それは政府案でも一緒でし があるというからこういうふうに質疑をしている 論させてもらっているとおりなんですけれども、 〇吉村委員 て要請、同意が必要だと考えられております。 つとされております。 |際法上、集団的自衛権行使に当たっての要件の いずれにしましても、要請、 要請、 国際法違反、 同意が必要だというのは今議 均衡性、必要性とあわせ 国際法に該当する 同意というの

の質疑を終わります。

の質疑を終わります。

ころは、それが許されるかどうかの議論はあるんこをお願い申し上げて、時間が来ましたので、そさることは多くあるだろう、そこをもっと詰めてですけれども、必要性の中で、我々維新案でもでですけれども、必要性の中で、我々維新案でもでですけれども、必要性のところは、許容性のと

いただきたいというふうに思います。

〇浜田委員長 次に、日本共産党の質疑時間に入

しばらくお待ちください。 再度理事をして御出席を要請いたさせますので、るのでありますが、御出席が得られません。

速記をとめてください。

す。 御出席が得られません。やむを得ず議事を進めま 理事をして再度御出席を要請いたさせましたが の浜田委員長 速記を起こしてください。

した。
これにて日本共産党の質疑時間は終了いたしまこれより日本共産党の質疑時間に入ります。

午後零時十八分散会本日は、これにて散会いたします。